

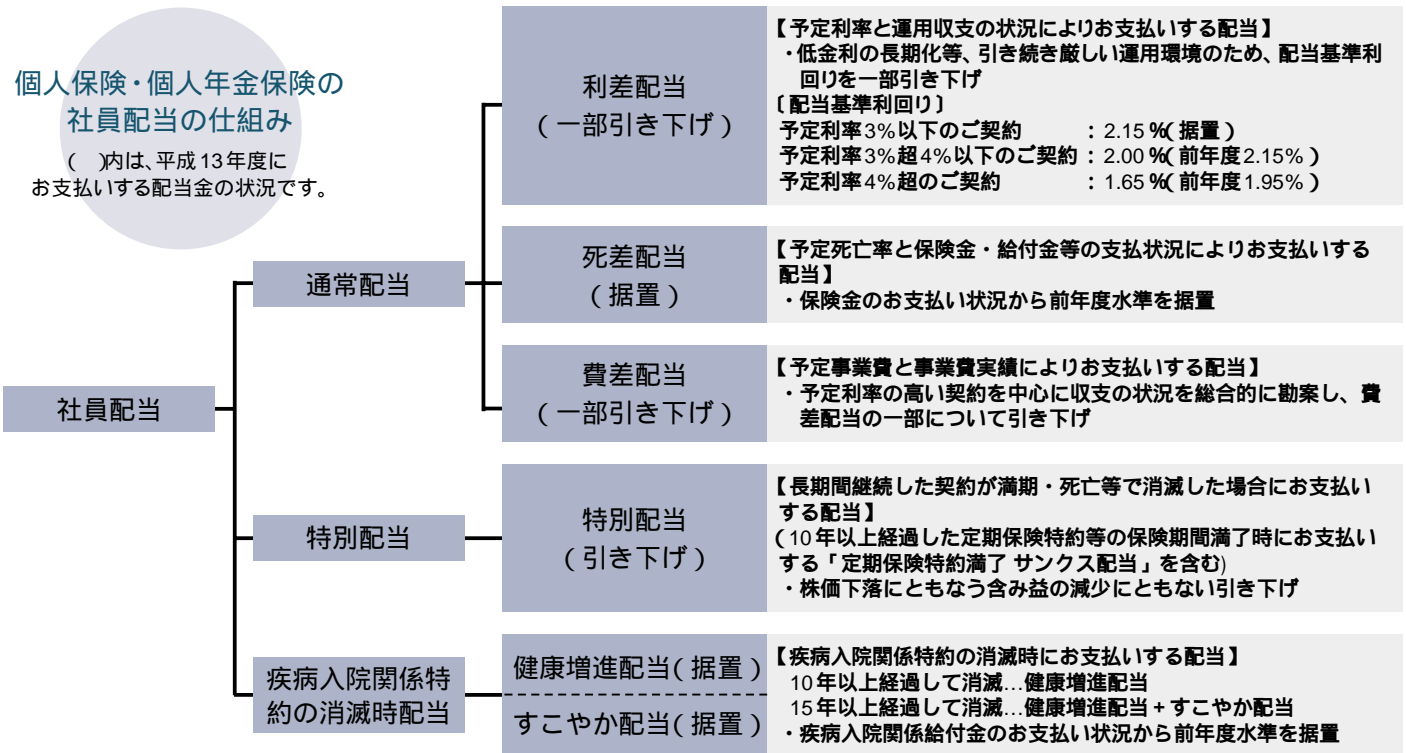
社員配当の仕組み

ご契約者からお払い込みいただく保険料は、将来、会社がお支払いする保険金・給付金およびご契約の管理の費用等をもとに、その間に得られる運用利息を見込んで算出しています。具体的には、資産の運用利息、保険金・給付金のお支払い、将来にわたっての事業費の支出について、あらかじめ予定の率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率)を定めて保険料を計算しています。

しかし、生命保険のご契約は期間が長期にわたるため、これらの予定の率にある程度の安全を見込んで設定していることから、実績との間に差が生じることになります。

そこで、毎年の決算において、予定と実績の差から差益(剰余金)が生じた場合に、将来にわたる会社の健全性等も考慮した上で、保険料の精算としてご契約者に分配するのが社員配当です。したがって、お支払いする社員配当は、毎年の決算の状況により変動します。なお、剰余金の分配に際しては、予定と実績の差から生じる損益を剰余金への貢献度合等に応じて計算を行いません。

社員配当には、毎年お支払いする「通常配当」、長期間継続したご契約が満期・死亡等で消滅した場合にお支払いする「特別配当」および疾病入院関係特約が10年以上経過して消滅した場合にお支払いする「疾病入院関係特約の消滅時配当」の3つがあります。このうち、通常配当は予定と実績との差をもとに計算する「利差配当」、「死差配当」および「費差配当」の3つからなります。



(注) 5年(3年)ごと利差配当付保険については利差配当のみ割り振りが行なわれ、5年(3年)ごとにその累計額をお支払いします。

平成13年度にお支払いする社員配当

平成13年度にお支払いする社員配当の概要は保険種類ごとに次のとおりです。

- (1) 個人保険(除く5年(3年)ごと利差配当付保険)、個人年金保険および長期就業不能保障保険
 低金利の長期化や株価下落にともなう含み益の減少等、厳しい資産運用環境が続いているため、会社の将来的な健全性を勘案し、一部ご契約の利差配当、特別配当について引き下げさせていただきました。また、あわせて費差配当について、予定利率の高いご契約を中心に収支の状況を総合的に勘案し、一部を引き下げさせていただきました。なお、死差配当については前年度の水準を維持しました。
 これらの結果、前年度に引き続き、貯蓄性の高い養老保険や個人年金保険等では配当金をお支払いできないご契約もあります。
- (2) 5年ごと利差配当付保険
 5年ごと利差配当付保険は、各決算ごとに算出した利差配当(割り振り額)を5年間通算してお支払いするものですが、平成13年度の割り振り額は据置とさせていただきます。
- (3) 3年ごと利差配当付保険
 3年ごと利差配当付保険は、各決算ごとに算出した利差配当(割り振り額)を3年間通算してお支払いするものですが、平成13年度の割り振り額はゼロとさせていただきます。
- (4) 団体年金保険
 ご契約に終期のない団体年金保険については、消滅時にお支払いする特別配当が存在しないため、毎年時価ベースの運用収益を基準に配当金をお支払いします。平成12年度は低金利の長期化・株価下落等、厳しい資産運用環境が継続したため、利差配当を引き下げさせていただきました。
- (5) 財形保険
 厳しい資産運用環境のため、利差配当を引き下げさせていただきました。
- (6) 上記以外の保険
 団体定期保険、総合福祉団体定期保険、団体信用生命保険、医療保障保険および団体就業不能保障保険等については前年度の水準を維持させていただきました。
 一方、団体定期保険年金払特約、総合福祉団体定期保険年金払特約、団体養老保険および団体終身保険等については利差配当を引き下げさせていただきました。

平成13年度にお支払いする社員配当(例)

< 定期保険特約付5年ごと利差配当付終身保険(平成8年度以降)・定期保険特約付終身保険(平成7年度以前) > (単位:円)

契約年度 (経過年数)	社員配当金				年間保険料	
	継続中の契約		死亡契約(注2)		男性	女性
	男性	女性	男性	女性		
平成11年度(2年)	-	-	0	0	239,352	209,292
平成10年度(3年)	-	-	0	0	233,760	202,500
平成9年度(4年) ^{注1)}	-	-	0	0	233,760	202,500
平成8年度(5年)	0	0	0	0	233,760	202,500
平成7年度(6年)	22,000	21,800	21,950	22,350	245,700	216,600
平成6年度(7年)	21,950	22,350	21,300	21,400	245,700	216,600
平成5年度(8年)	18,300	19,200	17,050	18,400	231,300	204,060
平成4年度(9年)	26,200	28,400	25,300	27,400	235,560	209,040
平成3年度(10年)	61,450	62,650	9,737	8,800	235,560	209,040

- ・30歳加入
- ・60歳払込完了
- ・月掛(口座振替)
- ・終身保険:
死亡保険金500万円
- ・定期保険特約:
死亡保険金4,500万円
保険期間10年

(注)1. 平成9年度以降の定期保険特約付5年ごと利差配当付終身保険は、契約日から5年経過していないため、平成13年度の支払配当金はありません。
 2. 「死亡契約」欄は、契約応当日以後に死亡された場合の金額です。

< 養老保険 > (単位:円)

契約年度 (経過年数)	社員配当金				年間保険料(注1)	
	継続中の契約		満期・死亡契約(注2)		男性	女性
	男性	女性	男性	女性		
平成11年度(2年)	1,400	500	5,700	4,900	314,232	309,552
平成8年度(5年)	100	0	0	0	285,840	280,920
平成3年度(10年)	0	0	0	0	206,640	201,000
昭和61年度(15年)	0	0	0	0	212,400	206,400
昭和56年度(20年)	0	0	32,000	32,000	236,400	231,600
昭和51年度(25年)	0	0	385,000	385,000	249,600	244,800
昭和46年度(30年)	0	0	1,430,000	1,430,000	285,600	285,600

- ・30歳加入
- ・30年満期
- ・月掛(口座振替)
- ・保険金1,000万円

(注)1. 昭和56年度以前の年間保険料は一般料率です。
 2. 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後に死亡された場合の金額です。

< 個人年金保険 > (単位:円)

契約年度 (経過年数)	社員配当金				年間保険料	
	継続中の契約		死亡契約(注)		男性	女性
	男性	女性	男性	女性		
平成11年度(2年)	360	400	3,420	4,179	548,352	622,152
平成8年度(5年)	0	0	0	0	458,760	514,920

- ・10年保証付終身定額型
- ・30歳加入
- ・60歳年金開始
- ・月掛(口座振替)
- ・年金額100万円

(注)「死亡契約」欄は、契約応当日以後に死亡された場合の金額です。